

令和 8 年熊本地震における被災者支援について

この度の令和 8 年熊本地震によって犠牲になられました方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。また、被災地の皆様の安全と、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

本市では、被災地に対する支援を引き続き行ってまいります。

古賀市では、令和 8 年熊本地震による被災地への支援措置について、次のとおり実施します。

<被災者の生活確保について>

1 【市営住宅等の支援】 ■市営住宅の提供

令和 8 年熊本地震により、住宅が全壊又は半壊等の損害を受け居住が困難となった方に、6 か月間（最長 1 年）市営住宅を提供する。

・市営住宅 提供戸数 2 戸

※被災住居がある市町村が発行する罹災証明書が必要です。（後日の提出で可）

※収入基準は求めません

※入居は 6 か月間を基本としますが、必要に応じて最大 1 年間まで延長可能

※家賃、敷金は減免

2 【生活等の支援】

令和 8 年熊本地震で被災され、市営住宅に入居された人（世帯）に対して、以下の支援を行います。

（１）生活支援金の支給	世帯あたり 5 万円＋世帯員 1 人あたり 1 万円を支給します
（２）家具、生活用品	寝具等必要な物品を支援します

3 【健康相談・生活相談】

市保健師による健康相談及び CSW（コミュニティソーシャルワーカー）による生活相談を行います

4 【定期予防接種の支援】

今年度、定期予防接種の対象となっている方は、古賀市の指定医療機関において接種することができます。

5 【就労の支援】

就労を希望される方に対し、古賀市無料職業紹介所を案内するなど就労斡旋支援を行います。

6 【入園・就学の支援】

円滑な受け入れに向けて、寄り添った支援を行います。

- (1) 幼稚園・保育園・こども園への入園支援
- (2) 小・中学校への就学支援

7 【妊産婦・乳幼児の健診支援】

妊産婦及び乳幼児に対し、妊産婦健診、乳幼児健診など適切な時期に受診できるよう支援します。

8 【施設入所の支援】

民間の特別養護老人ホーム、グループホームへの入所相談をお受けします。

【問い合わせ先】

古賀市役所 危機管理課危機管理係
電話：092－692－1101